

茨城工業高等専門学校学生委員会専門部会要項

〔平成14年4月1日
制 定〕

(趣旨)

第1条 この要項は、茨城工業高等専門学校学生委員会規則第6条第2項の規定に基づき、専門部会の組織等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 学生委員会（以下「委員会」という。）に、次の各号に掲げる専門部会を置く。

- (1) 運動部専門部会
- (2) 文化部専門部会

(運動部専門部会)

第3条 運動部専門部会は、委員会の付託を受け、運動部等に関する具体的事項を審議する。

第4条 運動部専門部会は、次の各号に掲げる部会員をもって組織する。

- (1) 副校長（学生主事）
- (2) 副学生主事
- (3) 学生主事補
- (4) 運動部及び運動系同好会の指導教員
- (5) 学生課長

2 前項に掲げる部会員は、校長が任命する。

(文化部専門部会)

第5条 文化部専門部会は、委員会の付託を受け、文化部等に関する具体的事項を審議する。

第6条 文化部専門部会は、次の各号に掲げる部会員をもって組織する。

- (1) 副校長（学生主事）
- (2) 副学生主事
- (3) 学生主事補
- (4) 文化部及び文化系同好会の指導教員
- (5) 学生課長

2 前項に掲げる部会員は、校長が任命する。

(任期)

第7条 第4条第1項第4号及び前条第1項第4号に掲げる部会員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

2 前項の部会員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(部会長)

第8条 各専門部会に部会長を置き、副学生主事又は学生主事補のうちから校長が任命する。

2 部会長は、専門部会を招集し、議長となる。

3 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長が指名する部会員がその職務を代行する。

(定足数及び議決方法)

第8条の2 専門部会は、部会員の3分の2以上の出席をもって成立する。

2 議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(事務)

第9条 各専門部会の事務は、学生課において処理する。

附 則

この要項は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成18年4月19日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

この要項は、令和6年4月1日から施行する。